ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

オ　第38回の介護福祉士国家試験において、パート合格をした者は、合格パートを含めた全パートの受験を申し込むか、不合格パートのみの受験を申し込むかを選択することができる。

ただし、受験申込書を受理した後は、受験申込時に選択した申込パートを変更することはできない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、20,510円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方

⑴　全パート受験した者

ア　次の㋐、㋑の条件を満たした者を合格者とする。

㋐　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

㋑　㋐を満たした者のうち、以下の11試験科目群すべてにおいて得点があった者。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②社会の理解　③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　④生活支援技術　⑤こころとからだのしくみ　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨医療的ケア　⑩介護過程　⑪総合問題

イ　アの条件を満たさない者でも、次の条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（パート別内訳表）

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題

⑵　一部のパートのみ受験した者

次により、パート別内訳表のうち、受験したパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

すべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートごとを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（注１）　パート合格は、パート合格した試験の翌々年まで有効である。

（注２）　不合格となった者についても、7⑴イの条件によりパートごとの判定を行う。

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を令和９年３月26日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のイに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のウに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　５の⑵に該当する者で、実務者研修修了見込証明書を提出したものについては、６の⑴のエに示した期日までに実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑹　５の⑶に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のオに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑺　５の⑸に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、６の⑴のカの㋑に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を、郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

⑶　受験に際し、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者のうち、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布及び試験時間の延長等を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号150―0002　電話番号03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内）　ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第39回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和８年７月21日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験委員長　川井太加子

副委員長

小澤　温　　小池　竜司　　鈴木　智敦
武田　卓也　　中村　朗　　二渡　努
森　千佐子　　八木　裕子

委員

伊藤　明代　　井藤　佳恵　　伊藤　健次
江口　賀子　　大島　憲子　　小倉　毅
小野内智子　　小山　晶子　　金子　英司
木村　あい　　木村　琢磨　　工藤　雄行
久保　由佳　　小島　一郎　　小林　理
坂本　毅啓　　佐藤　沙織　　佐藤　真弓
杉原久仁子　　鈴木　俊文　　関　勝
曽根　直樹　　髙木　憲司　　田村　綾子
為永　義憲　　辻　泰代　　出村　早苗
藤間　公太　　中里　和弘　　中西　正人
二瓶さやか　　原野かおり　　平野　啓介
廣瀬　圭子　　廣野　正子　　福田　伸雄
藤井　徹也　　藤田　秀剛　　古川　和稔
堀口美奈子　　松本　望　　松山　美紀
山根　友絵　　吉田　輝美　　若林美佐子
渡辺　洋子